

行政サービスの利用者の負担に関する基準（案）【概要】

1. 利用者の負担の基本的な考え方

$$\text{利用者の負担額} = \text{サービスのコスト(原価)} \times \text{サービスの類型による利用者負担割合}$$

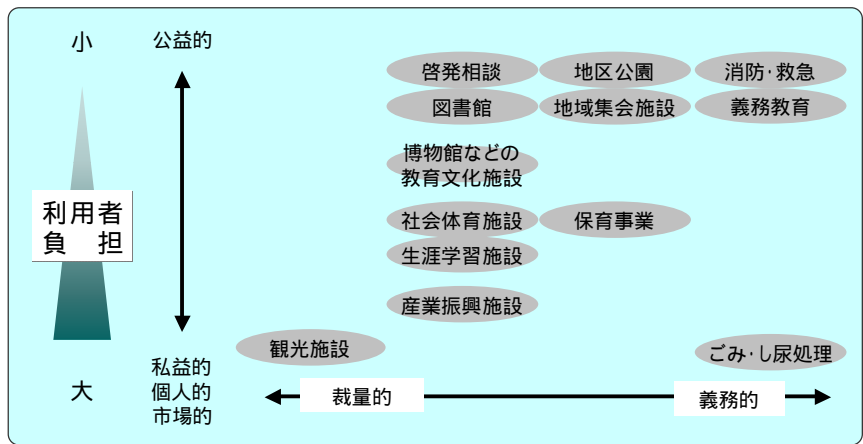
前提となるサービスのコスト（原価）を統一的方法によって算出したうえで、サービスの内容・性質によって類型に分類し、利用する人が受ける受益に応じて類型ごとに一定の利用者の負担割合を定め、サービスのコスト（原価）に対し乗じた額を利用者の負担とする算定方法を、基本的な考え方とします。

2. 利用者に負担を求めるコストの範囲

区 分		対 象		費 用 ・ 性 質
役 務 提 供 費		対 象		講座開催などの役務提供のために直接必要な講師派遣料・謝礼金などの経費で、サービスの利用の増減と連動して発生するもの
施 設 提 供 費	施設維持・運営費	対 象		施設の維持・運営に直接必要な光熱水費、施設・設備の保守点検料、日常的な施設の補修・維持修繕費などで、施設を運営する限り必要となるもの
	施設建設費	対 象		施設の建設や大規模改修の際に税で負担した過去の経費で、利用の有無により増減しないもの
間 接 的 経 費		対 象 外		本庁等の事業企画管理部門で間接的に従事する職員人件費など、役務や施設の提供とは直接関連しない経費で、利用の有無により増減しないもの

3. サービスの類型化結果 (概略図)

市の提供するサービスを、公益・私益性、市場性の度合いを縦軸とし、市の実施義務の度合いを横軸として、個々のサービスを類型化しました。



4. 利用者の負担割合

市が提供するサービスの公益・私益性、市場性、市の実施義務性及び費用の性質によって、利用者の負担割合を、次のとおりとしました。

【役務提供費、施設維持・運営費】

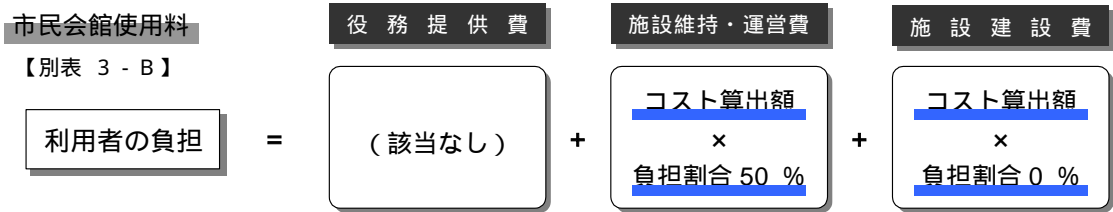
公益的 ↑ ↓ 私益的 個人的 市場的	1	0%
	2	25%
	3	50%
	4	75%
	5	100%

【施設建設費】

公益的 ↑ ↓ 私益的 個人的 市場的	1	0%			
	2	0%			
	3	0%			
	4	50%	25%	0%	
	5	100%	50%	0%	
		A	B	C	D
		裁量的 ←		→ 義務的	

5. 負担割合の適用方法

【具体的な計算例】



施設維持・運営費、施設建設費（減価償却費）にそれぞれ年間総額 1,000 万円かかった場合

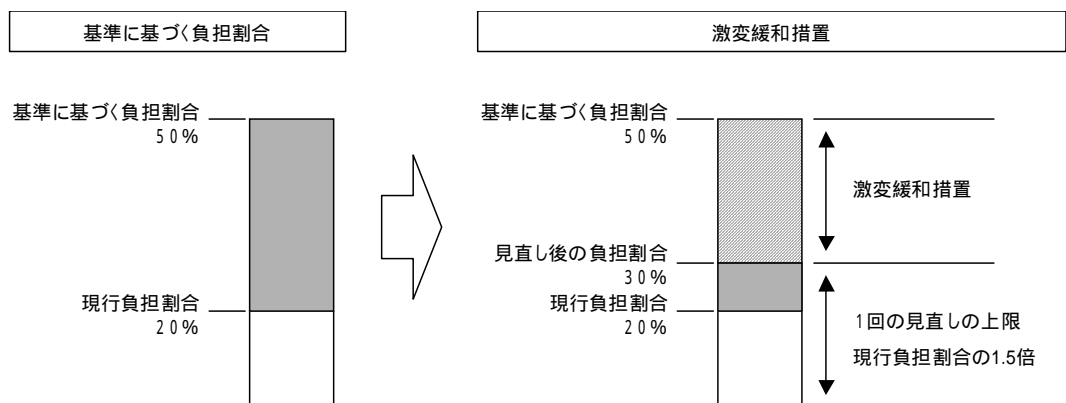
利用者の負担（年間総額）

$$= \text{施設維持・運営費 } 1,000 \text{ 万円} \times 50\% + \text{施設建設費 } 1,000 \text{ 万円} \times 0\% = 500 \text{ 万円}$$

6. 激変緩和措置

使用料等の見直しによって利用者に新たな負担を求める場合は、急激な負担増加とならないよう、見直しは現行の負担割合の 2 分の 1 を上限額として実施し、3 年後に再度見直します。

激変緩和の考え方



計算例：基準に基づく負担割合が 50% で、現行負担割合が 20% の場合

$$\text{見直しの上限 } 20\% + (20\% \times 1/2) = 30\%$$

見直しによる利用者負担の変化

